

「生きる力」以上を目指して
ー外国語教育における学習指導要領と静岡県の目指す方向性の連携ー

平成23年3月策定の静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」により、「『有徳の人』の育成」がこれからの静岡県の教育目標として掲げられました。同プランでは、「有徳の人」を以下のように定義しています。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人② 多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にする人③ 社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、行動する人 |
|--|

本授業づくり指針(外国語科)の特色の第1は、この「有徳の人」づくりの内容が反映されている点にある、と考えています。このことは、「第3章小学校外国語活動」及び「第4章中学校外国語科」冒頭の、「育てたい子どもの姿」と「目指す授業」をお読みいただければ、御理解いただけるのではないのでしょうか。

小学校外国語活動においては、「人と関わることを魅力的だと感じる子ども」の育成を目標としました。「言語や文化を体験的に理解しながら、成功体験を積み重ねることで、コミュニケーションの楽しさを実感する授業」を目指すべきだと考えます。

中学校外国語科(英語)では、小学校外国語活動で培った「人と関わることの魅力」という土台の上に、英語をコミュニケーションの手段として運用できる力と、生涯にわたって英語と向き合っていこうとする気持ちを育てることが重要であると考えました。授業が満たすべき条件として、コミュニケーションの楽しさを実感できることに加え、4技能が総合的に育成されること、授業を通して子どもが自律した学習者へと育っていくことを目標とすることも大事だと考えています。

本指針の第2の特色として、継続して育てていきたい児童生徒の「力」と、段階的に発展させていきたい児童生徒の「力」を明確にしたことが挙げられます。これは、義務教育終了段階までに、必要な英語力をきちんと習得させ、しかも豊かな人間性も育ておくためには、小学校と中学校の緊密な連携が不可欠であるとの認識に基づいたものです。

継続して育てていきたい児童生徒の「力」として、「コミュニケーションに対する積極的な態度」「協調性・寛容性」「生涯学習に取り組む姿勢」の3点を挙げました。

一方、段階的に発展させていきたい「力」については、「4技能の総合的運用能力」「外国語での発信力」「言語使用の正確さ・適切さ」を取り上げています。

学習指導要領は、グローバル化の進展に伴い急速に変化していく現代社会で暮らしていかなければならない子どもたちに、「生きる力」を習得させることを求めています。しかし静岡県は、それ以上のものを目指しました。

本指針が、自分の知識や技能を「誰か」「何か」のために役立てようとする人物、すなわち「有徳の人」を、外国語教育を通じて育てる上での一助となることを確信しています。是非、御活用ください。